

写真等撮影における注意事項（許可条件）

許可条件

1. 撮影禁止日

- ①公園繁忙日
- ②公園繁忙日以外で多数の来園者が見込まれる、あるいは工事等により許可できない日。

2. 撮影可能時間

午前9時00分～午後5時00分（撮影開始から撤収終了まで）

※窓口受付：午前8時30分～午後3時30分

3. 必要書類の提出期限

実施日の1週間前までにこちらからの許可が出せるよう、余裕を持ってお送りください。

撮影当日の流れ

- ①撮影開始前にサービスセンター窓口で、東京都知事宛の「公園占用許可申請書」を記入して頂きます。
※許可前は、いかなる理由においても撮影及び撮影準備を行うことができません。
※撮影時間は1時間単位となります。
- ②占用料金を現金にてお支払いください。 ※おつりの出ないようお願い致します。
- ③「撮影用腕章」をお渡ししますので、撮影時は見えるように提示してください。
- ④撮影が終了したら速やかに撤収を行い、腕章をご返却ください。
※撮影は1日1団体とはかぎりません。日時・場所が被った場合は譲り合って撮影を行ってください。

占用料金（令和5年4月1日現在）

動画撮影(1時間あたり)	
1,500㎡以下	6,400円
1,500㎡超 3,000㎡以下	12,800円
3,000㎡超	19,200円

写真撮影(1時間あたり)	
30㎡以下	100円
30㎡超 100㎡以下	400円
100㎡超	800円

禁止・制限事項（原則許可できないもの）

- 1. 一般来園者に著しく迷惑となる撮影（長時間・広範囲など）
- 2. 一般来園者の肖像権を侵害する恐れのある撮影
- 3. 周辺住民に著しく迷惑となる撮影（深夜・大音量・大人数など）
- 4. 撮影禁止場所
 - ①野球場・テニスコート・駐車場・BBQ場・ちびっ子広場・多目的広場・バードサンクチュアリ・陸上競技場・弓道場・自然保全ゾーン
 - ②その他管理上の理由から立入禁止にしている区域
- 5. 撮影禁止内容
 - ①火または火気取り扱いを伴う場合 ②レール式撮影台、檜式撮影台等の使用 ③リモコン模型の飛行機・車・船 ④スード及び性的表現の過剰な演出での撮影 ⑤騒音をともなう場合 ⑥水景、流れに入る場合 ⑦来園者の排除及び通行を妨げる場合 ⑧園内への車両、バイクを乗り入れての撮影 ⑨テント等を張り建てる場合
- 6. 公園内で禁止している行為にかかわる演出での撮影
- 7. その他、公園管理上の支障をきたすと判断できる撮影

※上記の禁止・制限事項に該当する行為を確認した場合は、撮影途中であっても中止していただきますので、あらかじめご了承ください。

光が丘公園サービスセンター TEL:03-3977-7638 FAX:03-3977-7433

メール: hikarigaoka.shinsei.sm@tokyo-park.or.jp